

1. 保険料控除申告書の記入例

●生命保険料控除（一般の生命・介護医療・個人年金）

令和XX年分 生命保険料控除証明書 (個人年金用・一般用)

ご契約者	○山 太郎	様
契約番号 (証券記号番号)	123 4567890	
保険料払込期間	30年	
年金額	確定	
適用制度	※適用制度(生命保険料控除税制改正)の適用を確認し、申告書の「新・旧の区分」に「○」印をつけてください。	
払込方法	契約日	年金額
月払	平成16年11月15日	10年
年金額	令和16年11月15日	
年金額	昭和35年4月27日	

令和XX年 9月までのお払込額を以下のとおり証明いたします。

一般	一般生命保険料 (A)	配当金 (相当額) (B)	一般証明額 (A) - (B)
	90,000円		90,000円
年金	個人年金保険料 (C)	個人年金証明額 (C)	
	22,500円	22,500円	

<ご参考> 本年中に12月期分までの保険料をお払込みの場合、以下のとおり申告してください。

一般	年間一般生命保険料 (a)	配当金 (相当額) (b)	一般申告額 (a) - (b)
	120,000円		120,000円
年金	年間個人年金保険料 (c)	個人年金申告額 (e)	
	30,000円		30,000円

証明日 令和XX年10月6日 △△生命保険

控除証明書 1

証券番号 000-000000

年金額	40,000円	うち一時払保険料等	0円	配当金 (相当額)	0円	個人年金証明額	40,000円
一般	一般生命保険料	うち一時払保険料等	0円	配当金 (相当額)	0円	一般証明額	34,405円
	34,405円						
介護医療	介護医療保険料	うち一時払保険料等	0円	配当金 (相当額)	0円	介護医療証明額	20,000円
	20,000円						

年間払込予定保険料額

年金	年間個人年金保険料	うち一時払保険料等	0円	配当金 (相当額)	0円	個人年金申告額	70,000円
一般	年間一般生命保険料	うち一時払保険料等	0円	配当金 (相当額)	0円	一般申告額	58,980円
	58,980円						
介護医療	年間介護医療保険料	うち一時払保険料等	0円	配当金 (相当額)	0円	介護医療申告額	35,000円
	35,000円						

8 各種控除証明書について、保険料控除申告書に必要事項を記入してください。(次頁参照)

重要 8

令和xx年分 小規模企業共済等掛金払込証明書 確定拠出年金 (個人型年金)

氏名

住所

※iDeCo掛金の払込証明書 (小規模企業共済等掛金払込証明書)

本年10月までに払い込まれた金額	¥207,000-
11~12月に払い込まれる予定金額	¥69,000-
合計金額	¥276,000-

令和xx年xx月xx日発行

〒106-0032 東京都港区六本木6丁目1番21号 三井住友銀行六本木ビル

国民年金基金連合会

●地震保険料控除・旧長期損害保険料控除

証明日 令和XX年10月6日

令和XX年分

地震保険料控除対象掛金証明書

地震保険料控除 (所得税法第77条) にかかる証明事項を、下記のとおり証明します。

ご契約者 ○山 太郎 様

県	組合	支所	契約番号	契約年月日
27	300	123	1234	平成10年2月25日
掛金払込方法	共済期間			
年払	30年			
火災共済金額	内、住居部分			
5,000万円	(万円)			

地震保険料	4,728円	割戻金	-円	控除対象掛金証明額	4,728円
旧長期損害	41,050円	割戻金	1,094円	差引掛金	39,956円

家財家具一式  
XX農業協同組合

証明金額についての注意

【保険料控除の該当区分について】  
この契約の共済掛金は、地震保険料控除または地震保険料控除の経過措置のいずれかを適用できます。税法にもとづき、計算した控除額のいずれが多い方をご選択ください。

【保険料控除の該当区分について】  
この契約の共済掛金は、地震保険料控除または地震保険料控除の経過措置のいずれかを適用できます。税法にもとづき、計算した控除額のいずれが多い方をご選択ください。

1つの契約の中で、「地震保険」「旧長期損害保険」の両方が含まれている場合、控除額が大きい方（「地震保険」または「旧長期損害保険」）を選択してください。  
※両方の控除を同時に受けることはできません

6

このケースでは、「旧長期損害保険」の控除額が大きいので、39,956円を申告書に転記してください。

- 地震保険控除額 : 4,728円 (全額が控除額)
- 旧長期損害保険控除額 : 15,000円 (計算式: 39,956円 × 1/2 + 5,000円) ★上限15,000円

社会保険料 (国民年金保険料) 控除証明書

被保険者氏名

住所

令和xx年中(令和xx年1月1日から令和xx年9月30日まで)に納付された国民年金保険料の額は、次のとおりであることを証明します。

証明日 令和xx年10月1日

歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長

【令和xx年中の納付済保険料額】

①納付済額	納付済保険料の証明額	135,360
②見込額	10月1日から12月31日までに納付が見込まれる保険料額	45,120
③合計額	①納付済額 + ②見込額 (②見込額がある場合に表示)	180,480

7

「③合計額」を転記してください。  
なお、「③合計額」が印字されていない場合、「①納付済額」を転記してください。

※お手元の証明書類を確認し、記入例を参考に記入してください。

保険会社等の名称	保険等の種類	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人の氏名	新・旧の区分	(a)あなたが本年中に支払った保険料等の金額(新保険料等)	控除額	
1 △△生命保険	XXXXXX	XX	○山太郎	○山太郎	新・旧	120,000	1
2 △△生命保険	XXXXXX	XX	○山太郎	○山太郎	新・旧	58,980	2
(a)のうち新保険料等の金額の合計額 58,980円 (a)のうち旧保険料等の金額の合計額 120,000円							
8 △△生命保険	XXXXXX	21年	○山太郎	○山太郎		35,000	3
(a)のうち新保険料等の金額の合計額 70,000円 (a)のうち旧保険料等の金額の合計額 30,000円							
計算式 I (新保険料等用) ※ A、C又はDの金額 20,000円以下 20,001円から40,000円まで 40,001円から80,000円まで 80,001円以上							
計算式 II (旧保険料等用) ※ B又はEの金額 20,000円以下 20,001円から50,000円まで 50,001円から100,000円まで 100,001円以上							
社会保険料の内、「国民年金保険料等」の金額も記入してください。					117,500		

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間	保険等の契約者の氏名	新・旧の区分	(b)あなたが本年中に支払った保険料等の金額(新保険料等)	控除額
XX農業協同組合	建物更生	30年	○山太郎 ○山太郎	新・旧	39,956	6
(b)のうち地震保険料の金額の合計額 ③ (b)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額 ④ ③ + ④ = 15,000円						
社会保険の種類 国民年金 日本年金機構 ○山 一郎 180,480円						
(内)国民年金保険料等の金額 180,480円 合計(控除額) 180,480円						
小規模企業共済等 特定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金 276,000円						
合計(控除額) 276,000円						

部分には必ず、「支払った保険料の合計額」を記入してください。  
 (控除額は「支払った保険料の合計額」より、システムで自動算出し所得税の算出を行います)

iDeCo(イデコ)で支払った掛金は項番21の欄に記入してください。

## 2. 令和07年分 扶養控除等申告書の記入例

**A** 【世帯主の氏名・あなたとの続柄】  
世帯主の氏名及びあなたとの続柄を記入してください。

**B** 【あなたの住所又は居所】  
令和08年1月1日に予定する居所となっているか確認してください。(原則、住民票登録地) 変更がある場合のみ二重線を引き、正しい住所を記入してください。

**C** 【特定扶養親族】  
(19歳以上23歳未満)  
対象者は○印を記入してください。  
【令和07年分】  
平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ

年度により「特定扶養親族」、「16歳未満の扶養親族」及び「老人扶養親族」に該当する生年月日が異なりますので、注意してください。

**D** 【16歳未満の扶養親族】  
【令和07年分】  
平成22年1月2日以降生まれ

※所得税、住民税の控除を受けることはできませんが、地方税法により義務付けられているため、必ず記入してください。  
また、16歳未満の扶養親族が障害者に該当する場合、所得税及び住民税から障害者控除を受けることができます。  
該当する障害区に"○"をつけ、「C2 扶養親族の障害等の内容」欄に障害者の氏名、障害者手帳の種類と交付年月日、障害の等級を記入してください。

令和07年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

世帯主の氏名 ○山 太郎  
あなたの住所又は居所 東京都○○区○○1-2-3  
あなたの氏名 ○山 太郎  
あなたの住所又は居所 東京都○○区○○1-2-3  
配偶者の有無 本人  
あなたの所得区分 1  
あなたの年間所得見積額 9,000,000

区分	氏名	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者	異動月及び事由
A 配偶者(異動対象)	○山 花子	妻	82年11月28日	東京都○○区○○1-2-3	○	1:結婚
B 扶養親族(19歳以上23歳未満)	○山 一郎	長男	37年7月21日	東京都○○区○○2-3-4	○	1:結婚
B 扶養親族(19歳以上23歳未満)	○山 次郎	次男	38年6月28日	東京都○○区○○2-3-4	○	1:結婚
B 扶養親族(19歳以上23歳未満)	○山 祖母美	祖母	14年5月13日	北海道□□市▲▲町1-2-3	○	1:結婚
C2 扶養親族の障害等の内容	○山 一郎	身体障害者手帳	○年○月○日交付	東京都 XXXXXX号 1級 別居	○	1:結婚
C2 扶養親族の障害等の内容	○山 三郎	身体障害者手帳	○年○月○日交付	東京都 XXXXXX号 4級	○	1:結婚

氏名	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者	異動月及び事由
○山 三郎	三男	29年11月14日	東京都○○区○○1-2-3	○	1:結婚
○山 三郎	三男	29年11月14日	東京都○○区○○1-2-3	○	1:結婚

※令和7年分は、扶養控除申告書に特定親族(19歳以上23歳未満かつ合計所得金額が58万円超123万円以下)の記入は不要です。申告する時は、「基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書」に記入してください。

**H** 【老人扶養親族(70歳以上)】  
本人又は配偶者の直系尊属(父母、祖父母など)で、本人又は配偶者との同居を常況としている場合は、『1:同居老親等』、それ以外の場合は、『2:その他』に"○"印をつけてください。  
【令和07年分】  
昭和31年1月1日以前生まれ

★【同居老親等】に該当する場合(下記①②③すべてに該当)  
①老人扶養親族(70歳以上)である。  
②本人又は配偶者の直系の尊属(続柄:父母・祖父母など)である。(叔父、叔母は該当しない)  
③本人又は配偶者と同居している。

住所又は居所  
0:あなたの住所と同じ 1:別居(異なる場合は、以下に住所を記入)

1 同居老親等

★【その他】・・・「同居老親等」に該当しない「老人扶養親族」

住所又は居所  
0:あなたの住所と同じ 1:別居(異なる場合は、以下に住所を記入)

2 その他

北海道□□市▲▲町1-2-3

**E** 【配偶者の有無】  
戸籍上の配偶者有無について○をつけてください。

**F** 【年間所得の見積額】  
※年間所得の見積額が58万円\*を超える方は控除対象となりません。  
※収入ではなく**所得金額**を記入してください。  
●給与所得のみの場合  
所得金額 = 収入 - 必要経費(65万円\*)  
●公的年金等に係る所得のみの場合  
65歳未満の方  
所得金額 = 収入 - 必要経費(60万円)  
65歳以上の方  
所得金額 = 収入 - 必要経費(110万円)  
●所得がない場合は「0」円を記入  
●遺族年金・障害年金・失業保険・傷病手当金・出産手当金等は含みません。

**G** 【異動月及び事由】  
扶養を追加・削除する際に記入してください。  
★異動となった年月日、事由を記入してください。  
①扶養を追加する場合の事由  
事由:出生、養子縁組、離職等  
②扶養を削除する場合の事由  
事由:就職、離婚、死亡等  
扶養から外す場合、二重線で消去してください。  
【注意事項】  
今年死亡した場合、今年が扶養対象となる為、二重線で消さないでください。

**I** 【他の所得者が控除を受ける扶養親族等】

あなたの収入が850万円超で、あなたと同一生計内の他の所得者が扶養している23歳未満の扶養親族、あるいは特別障害に該当する扶養親族がいる場合は、記入してください。

※所得金額調整控除の対象の判断に使用されます。

**J** 【寡婦、ひとり親、勤労学生】

該当する場合、○印をつけてください。

**「3：寡婦」**

本年中の合計所得金額が500万円以下で以下に該当する人  
 ①夫と死別（生死不明）後、婚姻していない。  
 ②夫と離婚してから婚姻しておらず、扶養親族を有する。

**「4：ひとり親」**

性別、婚姻歴にかかわらず扶養親族である子を有し、本年中の合計所得金額が500万円以下の人。

**「5：勤労学生」**

勤労学生として申告する場合は、学校名等を記入し、必要に応じて\*在学証明書のコピーを添付してください。

\*申告書裏面の「4 扶養親族等の範囲」の「③勤労学生」の欄を確認してください。

勤労 5：勤労学生 ○○大学 □高校 □その他  
 (在学学校名) ○○年○月○日 給所得 大学  
 あなたの年間所得見積額 500,000円

★寡婦又はひとり親の確認方法

以下の表にて確認し、該当する場合、「3」または「4」に○をして「寡婦の事由」の該当欄にチェックを入れてください。

寡婦又はひとり親 3 寡婦 (寡婦の事由) 4 ひとり親 (該当に記入してください)

判定基準	3 寡婦		4 ひとり親
	(1)	(2)	
あなたの性別	女性のみ		性別は問わない
配偶者について	夫と離婚した後婚姻していない人	夫と死別した後婚姻していない人 夫の生死の明らかでない人	婚姻をしていない人 (未婚のひとり親含む) 配偶者の生死の明らかでない人
扶養・生計の状況	「子」以外の「扶養親族」有り ※「子」が有る場合はひとり親に該当	「扶養親族」の有無は問わない ※「子」が有る場合はひとり親に該当	「扶養親族の子」有り
合計所得金額	500万円以下	500万円以下	500万円以下

※所得が500万円以下（給与収入では、677万7,778円以下）かどうかは、年末調整システムにて自動判断します。所得要件を除き該当する場合、「3」または「4」に○を記入してください。

所得控除申告書 社員番号 123456789 生年月日 昭和40年 20日 世帯主の氏名 ○山 太郎 あなたの性別 本人 配偶者の有無 ○ 無

あなたの氏名 (フリガナ) ○山 太郎 又 又 又  
 (郵便番号 123 - 4567) 東京都○○区○○○1-2-3  
 税務番号 株式会社○○ C1 障害者区分 1:一般障害者 障害の程度(障害の等級など) 労働学生 □ 高校 □ その他 □  
 新卒の支払者の氏名(氏名) 株式会社○○ 東京都江東区木場2-17-12  
 市区町村 東京都江東区木場2-17-12

あなたの年間所得見積額 230,000円

扶養親族等 氏名 生年月日 性別 住所又は居所 障害区分 扶養の事由

1 配偶者(同居) ○山 花子 昭和40年 10月 10日 東京都○○区○○○2-3-4 1:一般障害者 1:配偶者

2 扶養親族(同居) ○山 太郎 昭和40年 10月 10日 東京都○○区○○○2-3-4 1:一般障害者 2:扶養親族

3 扶養親族(非同居) ○山 太郎 昭和40年 10月 10日 東京都○○区○○○2-3-4 1:一般障害者 2:扶養親族

4 扶養親族(同居) 祖母美 祖母 昭和40年 10月 10日 北海道○○市▲▲町1-2-3 1:特別障害者 2:特別障害者

5 扶養親族(同居) ○山 太郎 昭和40年 10月 10日 東京都○○区○○○2-3-4 1:特別障害者 2:特別障害者

6 扶養親族(同居) ○山 太郎 昭和40年 10月 10日 東京都○○区○○○2-3-4 1:特別障害者 2:特別障害者

7 扶養親族(同居) ○山 太郎 昭和40年 10月 10日 東京都○○区○○○2-3-4 1:特別障害者 2:特別障害者

8 扶養親族(同居) ○山 太郎 昭和40年 10月 10日 東京都○○区○○○2-3-4 1:特別障害者 2:特別障害者

9 扶養親族(同居) ○山 太郎 昭和40年 10月 10日 東京都○○区○○○2-3-4 1:特別障害者 2:特別障害者

10 扶養親族(同居) ○山 太郎 昭和40年 10月 10日 東京都○○区○○○2-3-4 1:特別障害者 2:特別障害者

11 扶養親族(同居) ○山 太郎 昭和40年 10月 10日 東京都○○区○○○2-3-4 1:特別障害者 2:特別障害者

12 扶養親族(同居) ○山 太郎 昭和40年 10月 10日 東京都○○区○○○2-3-4 1:特別障害者 2:特別障害者

13 扶養親族(同居) ○山 太郎 昭和40年 10月 10日 東京都○○区○○○2-3-4 1:特別障害者 2:特別障害者

14 扶養親族(同居) ○山 太郎 昭和40年 10月 10日 東京都○○区○○○2-3-4 1:特別障害者 2:特別障害者

15 扶養親族(同居) ○山 太郎 昭和40年 10月 10日 東京都○○区○○○2-3-4 1:特別障害者 2:特別障害者

16 扶養親族(同居) ○山 太郎 昭和40年 10月 10日 東京都○○区○○○2-3-4 1:特別障害者 2:特別障害者

17 扶養親族(同居) ○山 太郎 昭和40年 10月 10日 東京都○○区○○○2-3-4 1:特別障害者 2:特別障害者

18 扶養親族(同居) ○山 太郎 昭和40年 10月 10日 東京都○○区○○○2-3-4 1:特別障害者 2:特別障害者

19 扶養親族(同居) ○山 太郎 昭和40年 10月 10日 東京都○○区○○○2-3-4 1:特別障害者 2:特別障害者

20 扶養親族(同居) ○山 太郎 昭和40年 10月 10日 東京都○○区○○○2-3-4 1:特別障害者 2:特別障害者

21 扶養親族(同居) ○山 太郎 昭和40年 10月 10日 東京都○○区○○○2-3-4 1:特別障害者 2:特別障害者

22 扶養親族(同居) ○山 太郎 昭和40年 10月 10日 東京都○○区○○○2-3-4 1:特別障害者 2:特別障害者

23 扶養親族(同居) ○山 太郎 昭和40年 10月 10日 東京都○○区○○○2-3-4 1:特別障害者 2:特別障害者

24 扶養親族(同居) ○山 太郎 昭和40年 10月 10日 東京都○○区○○○2-3-4 1:特別障害者 2:特別障害者

25 扶養親族(同居) ○山 太郎 昭和40年 10月 10日 東京都○○区○○○2-3-4 1:特別障害者 2:特別障害者

26 扶養親族(同居) ○山 太郎 昭和40年 10月 10日 東京都○○区○○○2-3-4 1:特別障害者 2:特別障害者

27 扶養親族(同居) ○山 太郎 昭和40年 10月 10日 東京都○○区○○○2-3-4 1:特別障害者 2:特別障害者

28 扶養親族(同居) ○山 太郎 昭和40年 10月 10日 東京都○○区○○○2-3-4 1:特別障害者 2:特別障害者

29 扶養親族(同居) ○山 太郎 昭和40年 10月 10日 東京都○○区○○○2-3-4 1:特別障害者 2:特別障害者

30 扶養親族(同居) ○山 太郎 昭和40年 10月 10日 東京都○○区○○○2-3-4 1:特別障害者 2:特別障害者

31 扶養親族(同居) ○山 太郎 昭和40年 10月 10日 東京都○○区○○○2-3-4 1:特別障害者 2:特別障害者

32 扶養親族(同居) ○山 太郎 昭和40年 10月 10日 東京都○○区○○○2-3-4 1:特別障害者 2:特別障害者

33 扶養親族(同居) ○山 太郎 昭和40年 10月 10日 東京都○○区○○○2-3-4 1:特別障害者 2:特別障害者

34 扶養親族(同居) ○山 太郎 昭和40年 10月 10日 東京都○○区○○○2-3-4 1:特別障害者 2:特別障害者

35 扶養親族(同居) ○山 太郎 昭和40年 10月 10日 東京都○○区○○○2-3-4 1:特別障害者 2:特別障害者

36 扶養親族(同居) ○山 太郎 昭和40年 10月 10日 東京都○○区○○○2-3-4 1:特別障害者 2:特別障害者

37 扶養親族(同居) ○山 太郎 昭和40年 10月 10日 東京都○○区○○○2-3-4 1:特別障害者 2:特別障害者

38 扶養親族(同居) ○山 太郎 昭和40年 10月 10日 東京都○○区○○○2-3-4 1:特別障害者 2:特別障害者

39 扶養親族(同居) ○山 太郎 昭和40年 10月 10日 東京都○○区○○○2-3-4 1:特別障害者 2:特別障害者

40 扶養親族(同居) ○山 太郎 昭和40年 10月 10日 東京都○○区○○○2-3-4 1:特別障害者 2:特別障害者

41 扶養親族(同居) ○山 太郎 昭和40年 10月 10日 東京都○○区○○○2-3-4 1:特別障害者 2:特別障害者

42 扶養親族(同居) ○山 太郎 昭和40年 10月 10日 東京都○○区○○○2-3-4 1:特別障害者 2:特別障害者

43 扶養親族(同居) ○山 太郎 昭和40年 10月 10日 東京都○○区○○○2-3-4 1:特別障害者 2:特別障害者

44 扶養親族(同居) ○山 太郎 昭和40年 10月 10日 東京都○○区○○○2-3-4 1:特別障害者 2:特別障害者

45 扶養親族(同居) ○山 太郎 昭和40年 10月 10日 東京都○○区○○○2-3-4 1:特別障害者 2:特別障害者

46 扶養親族(同居) ○山 太郎 昭和40年 10月 10日 東京都○○区○○○2-3-4 1:特別障害者 2:特別障害者

47 扶養親族(同居) ○山 太郎 昭和40年 10月 10日 東京都○○区○○○2-3-4 1:特別障害者 2:特別障害者

48 扶養親族(同居) ○山 太郎 昭和40年 10月 10日 東京都○○区○○○2-3-4 1:特別障害者 2:特別障害者

49 扶養親族(同居) ○山 太郎 昭和40年 10月 10日 東京都○○区○○○2-3-4 1:特別障害者 2:特別障害者

50 扶養親族(同居) ○山 太郎 昭和40年 10月 10日 東京都○○区○○○2-3-4 1:特別障害者 2:特別障害者

**L** 【個人番号】  
 チェックボックスが印刷されます。空欄の場合はどちらかにチェックを入れてください。  
 ※マイナンバーは、記入しないでください。

**K** 【障害者】

①ご本人様を障害者として申告する場合は、該当する障害区分に"○"印をつけ、「障害の程度」欄に、障害者手帳の種類と交付年月日、障害の等級を記入してください。  
 ②扶養親族で障害者として申告する場合は、各扶養親族欄の障害区分の該当する項目に"○"印をつけ、「C2 扶養親族の障害等の内容」欄に、障害者の氏名、障害者手帳の種類と交付年月日、障害の等級を記入してください。  
 「①」「②」のいずれも、証明書類として、「障害者手帳のコピー」を添付してください。

障害等級早見表	1：一般障害	2：特別障害*
身体障害者手帳	3級～6級	1級・2級
精神障害者保健福祉手帳	2級・3級	1級
療育手帳	B・B1・B2・C 3度・4度	A・A1・A2 1度・2度

\*「2：特別障害」のうち、本人又は配偶者若しくは本人と生計を一にするその他の親族のいずれかと同居している場合は、「同居特別障害」（3：同居特別）に該当します。

**M** 【控除対象外国外扶養親族】

①国内に住所を有しない16歳未満の扶養親族に該当する場合には"○"印を付けてください。  
 この場合、親族関係書類及び送金関係書類を令和8年3月16日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。

\* 退職手当を有する配偶者・扶養者及び非居住である親族がいる場合の記入例

区分	氏名	あなたとの続柄	生年月日	扶養	非居住者である親族	住所又は居所	年間所得の見積額	障害区分	異動月日及び事由
A 配偶者 (非・生計 別居除外対象)	○山 花子		明・大・ <input checked="" type="radio"/> 平 82年11月25日	<input checked="" type="radio"/> 扶養 <input type="radio"/> 非扶養	<input checked="" type="checkbox"/> 〇				
B 控除対象 扶養親族 (16歳以上)	1 ○山 一郎	長男	明・大・ <input checked="" type="radio"/> 昭 17年7月21日	1: 同居 2: 非扶養	<input checked="" type="checkbox"/> 〇	… United States of America	1,000,000	<input checked="" type="radio"/> 1 <input type="radio"/> 2 <input type="radio"/> 3	
	2 ○山 次郎	次男	明・大・ <input checked="" type="radio"/> 昭 19年8月20日	1: 同居 2: 非扶養	<input checked="" type="checkbox"/> 〇			<input checked="" type="radio"/> 1 <input type="radio"/> 2 <input type="radio"/> 3	
	3 ○山 祖母美	祖母	明・大・ <input checked="" type="radio"/> 平 14年5月15日	1: 同居 2: 非扶養	<input checked="" type="checkbox"/> 〇	北海道□□市▲▲町1-2-3		<input checked="" type="radio"/> 1 <input type="radio"/> 2 <input type="radio"/> 3	
C2 扶養親族 障害者の内容	○山 一郎 身体障害者手帳 ○年○月○日交付 東京都 XXXXXX号 1級 別居 ○山 三郎 身体障害者手帳 ○年○月○日交付 東京都 XXXXXX号 4級								
D 他の所得者が 控除を受ける 扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	氏名	住所又は居所	障害区分	異動月日及び事由	
			明・大・ <input checked="" type="radio"/> 平・ <input checked="" type="radio"/> 令 年月日						

**N** 【非居住者である親族】  
① 配偶者が非居住である場合、  
「非居住者である親族」欄に"〇"印をつけてください。

非居住者である親族  
控除対象する場合〇を記載

② 控除対象扶養親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が16歳以上30歳未満、又は、70歳以上の場合、「30歳未満又は70歳以上」に☑してください。

30歳未満又は70歳以上  
 留学  障害者  
 38万円以上の支払

③ 控除対象扶養親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が30歳以上70歳未満の場合、「留学」、「障害者」、又は「38万円以上の支払」のうち該当する項目に☑してください。

30歳未満又は70歳以上  
 留学  障害者  
 38万円以上の支払

④ 「生計を一にする事実」欄には送金した金額を記入してください。

⑤ 親族関係書類※及び送金関係書類※を申告書に添付してください。  
なお、「留学」に☑した場合は留学ビザ等書類、「38万円以上の支払」に☑した場合は送金額が38万円以上であることを確認できる「送金関係書類」の添付が必要です。

**※親族関係書類**  
非居住者があなたの親族であることを証明する書類。  
外国語である場合、翻訳文が必要です。  
・戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族のパスポートの写し  
・外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類  
(非居住者の氏名、生年月日及び住所の記載があるもの)

**※送金関係書類**  
・金融機関もしくはクレジットカード会社発行の書類またはそのコピーで、非居住者であるそれぞれの生活費または教育費をあなたが支払ったことを明らかにする書類。当年度のものを提出してください。

※「居住者」と「非居住者」の区分とは？  
<国税庁No.2875 居住者と非居住者の区分 より>  
所得税法では、「居住者」とは、国内に「住所」を有し、または、現在まで引き続き1年以上「居所」を有する個人をいい、「居住者」以外の個人を『非居住者』と規定しています。

氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族	年間所得の見積額	障害区分	異動月日及び事由
○山 三郎	三男	平・ <input checked="" type="radio"/> 令 29年11月14日		<input checked="" type="checkbox"/> 〇			
○山 花子	妻	明・大・ <input checked="" type="radio"/> 平・ <input checked="" type="radio"/> 令 82年11月25日		<input checked="" type="checkbox"/> 〇	650,000		

○「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

**O** 【退職手当を有する配偶者・扶養親族】※住民税の控除の対象の判断に使用されます。  
退職手当等の支払を受ける配偶者（退職所得を除いた年間所得の見積額が133万円以下）又は扶養親族（退職所得を除いた年間所得の見積額が58万円以下）がいる場合、記入してください。

① 退職手当等の支払を受ける配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄の「配偶者」に☑してください。  
② 退職手当等の支払を受ける扶養親族が非居住者で、その非居住者の年齢が30歳未満又は70歳以上である場合には、「非居住者である親族」欄の「30歳未満又は70歳以上」に☑してください。  
③ 退職手当等の支払を受ける扶養親族が非居住者で、30歳以上70歳未満の場合には、「留学」、「障害者」又は「38万円以上の支払」の該当するいずれかの項目に☑してください。

なお、「留学」に☑をした場合、留学ビザ等書類及び送金関係書類を令和8年3月16日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。  
また、「障害者」にチェックした場合、障害区分の欄のいずれかに"〇"印をつけてください。

**\* 退職所得の算出方法 \***  
(収入金額(源泉徴収される前の金額) - 退職所得控除額) × 1 / 2 = 退職所得の金額

<退職所得控除額の計算表>

勤続年数(=A)	退職所得控除額
20年以下	40万円×A (80万円に満たない場合には、80万円)
20年超	800万円 + 70万円×(A-20年)

**P** 【寡婦又はひとり親】  
退職所得を除いた年間所得の見積額が58万円以下となる扶養親族を有することにより、あなたが寡婦又はひとり親に該当する場合に、☑してください。  
・あなたの合計所得金額の見積額が500万円以下、その扶養親族の対象が「子」以外で、寡婦に該当する場合、寡婦に☑してください。  
・あなたの合計所得金額の見積額が500万円以下、その扶養親族の対象が「子」で、ひとり親に該当する場合、ひとり親に☑してください。

### 3. 令和08年分 扶養控除等申告書の記入例

**A** 【世帯主の氏名・あなたとの続柄】  
世帯主の氏名及びあなたとの続柄を記入してください。

**B** 【あなたの住所又は居所】  
令和08年1月1日に予定する居所となっているか確認してください。（原則、住民票登録地）変更がある場合のみ二重線を引き、正しい住所を記入してください。

**C** 【特定扶養親族又は特定親族】  
（19歳以上23歳未満）  
対象者は○印を記入してください。  
【令和08年分】  
平成16年1月2日～平成20年1月1日生まれ

- \* 1：特定扶養親族  
合計所得金額が58万円以下の人が対象
- \* 2：特定親族  
合計所得金額が58万円超100万円以下の人が対象

**D** 【16歳未満の扶養親族】  
【令和08年分】  
平成23年1月2日以降生まれ

※所得税、住民税の控除を受けることはできませんが、地方税法により義務付けられているため、必ず記入してください。  
また、16歳未満の扶養親族が障害者に該当する場合、所得税及び住民税から障害者控除を受けることができます。  
該当する障害区に"○"をつけ、「C2 扶養親族の障害等の内容」欄に障害者の氏名、障害者手帳の種類と交付年月日、障害の等級を記入してください。

令和08年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

あなたの住所又は居所 東京都〇〇区〇〇〇1-2-3

区分	氏名	あなたの続柄	生年月日	扶養控除対象	住所又は居所	所得区分	年間所得の見積額	障害区分	異動月及び事由
主たる給与から控除を受ける	〇山 花子	妻	82年11月28日	<input checked="" type="checkbox"/>	東京都〇〇区〇〇〇2-3-4	1	230,000	1	
源泉控除対象親族	〇山 一郎	長男	17年7月21日	<input checked="" type="checkbox"/>	東京都〇〇区〇〇〇2-3-4	1	111,111	1	
源泉控除対象親族	〇山 さくら	長女	18年10月19日	<input checked="" type="checkbox"/>	東京都〇〇区〇〇〇2-3-4	1	900,000	1	
源泉控除対象親族	〇山 祖母美	祖母	14年8月19日	<input checked="" type="checkbox"/>	北海道〇〇市▲▲町1-2-3	1	111,111	1	
他の所得者が控除を受ける扶養親族等	〇山 三郎	兄弟	25年11月14日	<input checked="" type="checkbox"/>	東京都〇〇区〇〇〇2-3-4	1	0	1	

**E** 【配偶者の有無】  
戸籍上の配偶者有無について○をつけてください。

**F** 【年間所得の見積額】  
※年間所得の見積額が58万円\*を超える方は控除対象となりません。  
※収入ではなく**所得金額**を記入してください。

- 給与所得のみの場合  
所得金額 = 収入 - 必要経費(65万円\*)
- 公的年金等に係る所得のみの場合  
65歳未満の方  
所得金額 = 収入 - 必要経費(60万円)  
65歳以上の方  
所得金額 = 収入 - 必要経費(110万円)
- 所得がない場合は「0」円を記入
- 遺族年金・障害年金・失業保険・傷病手当金・出産手当金等は含みません。

**G** 【異動月及び事由】  
扶養を追加・削除する際に記入してください。  
★異動となった年月日、事由を記入してください。

①扶養を追加する場合の事由  
事由：出生、養子縁組、離職等

②扶養を削除する場合の事由  
事由：就職、離婚、死亡等  
扶養から外す場合、二重線で消去してください。

【注意事項】  
今年死亡した場合、今年には扶養対象となる為、二重線で消さないでください。

年度により「特定扶養親族」、「特定親族」、「16歳未満の扶養親族」及び「老人扶養親族」に該当する生年月日が異なりますので、注意してください。

**H** 【老人扶養親族（70歳以上）】  
本人又は配偶者の直系尊属（父母、祖父母など）で、本人又は配偶者との同居を常況としている場合は、『1：同居老親等』、それ以外の場合は、『2：その他』に"○"印をつけてください。

【令和08年分】  
昭和32年1月1日以前生まれ

★【同居老親等】に該当する場合（下記①②③すべてに該当）

- ①老人扶養親族（70歳以上）である。
- ②本人又は配偶者の直系の尊属（続柄：父母・祖父母など）である。（叔父、叔母は該当しない）
- ③本人又は配偶者と同居している。

（記入例）

老人扶養親族又は老人扶養親族	1 同居老親等	<input checked="" type="checkbox"/>
	2 その他	<input type="checkbox"/>

住所又は居所	0: あなたの住所と同じ 1: 別居 (異なる場合は、以下に住所を記入)
	<input checked="" type="checkbox"/> 0
	<input type="checkbox"/> 1

★【その他】・・・「同居老親等」に該当しない「老人扶養親族」

（記入例）

老人扶養親族又は老人扶養親族	1 同居老親等	<input type="checkbox"/>
	2 その他	<input checked="" type="checkbox"/>

住所又は居所	0: あなたの住所と同じ 1: 別居 (異なる場合は、以下に住所を記入)
	<input type="checkbox"/> 0
	<input checked="" type="checkbox"/> 1 北海道〇〇市▲▲町1-2-3

**I** 【他の所得者が控除を受ける扶養親族等】  
 あなたの収入が850万円超で、あなたと同一生計内の他の所得者が扶養している23歳未満の扶養親族、あるいは特別障害に該当する扶養親族がいる場合は、記入してください。  
 ※所得金額調整控除の対象の判断に使用されます。

**J** 【寡婦、ひとり親、勤労学生】  
 該当する場合、○印をつけてください。  
**「3：寡婦」**  
 本年中の合計所得金額が500万円以下で以下に該当する人  
 ①夫と死別（生死不明）後、婚姻していない。  
 ②夫と離婚してから婚姻しておらず、扶養親族を有する。  
**「4：ひとり親」**  
 性別、婚姻歴にかかわらず扶養親族である子を有し、本年中の合計所得金額が500万円以下の人。  
**「5：勤労学生」**  
 勤労学生として申告する場合は、学校名等を記入し、必要に応じて\*在学証明書のコピーを添付してください。  
 \*申告書裏面の「4 扶養親族等の範囲」の「③勤労学生」の欄を確認してください。

勤労 5：勤労学生 ○○大学 □高校 □その他  
 (在学学校名) ○○年○月○日 □給与所得 □大学  
 あなたの年間所得見積額 500,000 円

所得控除申告書 社員番号 123456789 生年月日 ○山 太郎  
 (フリガナ) ○山 太郎  
 あなたの氏名 ○山 太郎  
 給与の支払者の名称(氏名) 株式会社○○  
 勤務先住所 東京都江東区木場2-17-12  
 住所 東京都○○区○○1-2-3  
 配偶者の氏名 ○山 花子  
 生年月日 82年11月25日  
 住所 東京都○○区○○2-3-4  
 扶養親族等  
 氏名 山 太郎 生年月日 82年11月25日  
 山 一郎 生年月日 87年7月21日  
 山 さくら 生年月日 88年10月19日  
 祖母美 生年月日 84年8月13日  
 山 一郎 身体障害者手帳 ○年○月○日交付 東京都XXXXXX号1級 別居  
 山 三郎 身体障害者手帳 ○年○月○日交付 東京都XXXXXX号4級

扶養親族等  
 氏名 山 太郎 生年月日 82年11月25日  
 山 一郎 生年月日 87年7月21日  
 山 さくら 生年月日 88年10月19日  
 祖母美 生年月日 84年8月13日  
 山 一郎 身体障害者手帳 ○年○月○日交付 東京都XXXXXX号1級 別居  
 山 三郎 身体障害者手帳 ○年○月○日交付 東京都XXXXXX号4級

**L** 【個人番号】  
 チェックボックスが印刷されます。空欄の場合はどちらかにチェックを入れてください。  
 ※マイナンバーは、記入しないでください。

**K** 【障害者】  
 ①ご本人様を障害者として申告する場合は、該当する障害区分に"○"印をつけ、「C2 扶養親族の障害等の内容」欄に、障害者の氏名、障害者手帳の種類と交付年月日、障害の等級を記入してください。  
 ②扶養親族で障害者として申告する場合は、各扶養親族欄の障害区分の該当する項目に"○"印をつけ、「C2 扶養親族の障害等の内容」欄に、障害者の氏名、障害者手帳の種類と交付年月日、障害の等級を記入してください。  
 「①」「②」のいずれも、証明書類として、「障害者手帳のコピー」を添付してください。

障害等級早見表	1：一般障害	2：特別障害*
身体障害者手帳	3級～6級	1級・2級
精神障害者保健福祉手帳	2級・3級	1級
療育手帳	B・B1・B2・C 3度・4度	A・A1・A2 1度・2度

\*「2：特別障害」のうち、本人又は配偶者若しくは本人と生計を一にするその他の親族のいずれかと同居している場合は、「同居特別障害」（3：同居特別）に該当します。

**M** 【控除対象外国外扶養親族】  
 ①国内に住所を有しない16歳未満の扶養親族に該当する場合に"○"印を付けてください。  
 この場合、親族関係書類及び送金関係書類を令和9年3月15日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。

★寡婦又はひとり親の確認方法

以下の表にて確認し、該当する場合、「3」または「4」に○をして「寡婦の事由」の該当欄にチェックを入れてください。

寡婦の事由  
 3 寡婦 (寡婦の事由)  
 4 ひとり親 (該当に記述してください)  
 離婚  
 死別  
 生死不明

判定基準	3 寡婦		4 ひとり親
	(1)	(2)	
あなたの性別	女性のみ		性別は問わない
配偶者について	夫と離婚した後婚姻していない人	夫と死別した後婚姻していない人 夫の生死の明らかでない人	婚姻をしていない人 (未婚のひとり親含む) 配偶者の生死の明らかでない人
扶養・生計の状況	「子」以外の「扶養親族」有り ※「子」が有る場合はひとり親に該当	「扶養親族」の有無は問わない ※「子」が有る場合はひとり親に該当	「扶養親族の子」有り
合計所得金額	500万円以下	500万円以下	500万円以下

※所得が500万円以下（給与収入では、677万7,778円以下）かどうかは、年末調整システムにて自動判断します。所得要件を除き該当する場合、「3」または「4」に○を記入してください。

\* 退職手当を有する配偶者・扶養者及び非居住である親族がいる場合の記入例

区分	氏名	あなたの続柄	生年月日	扶養	本人が扶養される人又は本人が扶養する人	住所又は居所	非居住者である親族	年間所得の見積額	障害区分	異動月日及び事由
A 配偶者 (第一志付) (源泉控除対象)	○山 花子		明・大・平 52年11月25日	<input type="checkbox"/>	1: 配偶者 2: 寡妻		<input type="checkbox"/>			
B	○山 一郎	長男	明・大・昭 17年7月21日	<input type="checkbox"/>	1: 同居 2: その他	…United States of America	<input checked="" type="checkbox"/>	1,000,000	1: 一級障害 2: 二級障害 3: 三級障害	
源泉控除 対象親族 (16歳以上)	○山 さくら	長女	明・大・昭 18年10月19日	<input type="checkbox"/>	1: 同居 2: その他		<input checked="" type="checkbox"/>	900,000	1: 一級障害 2: 二級障害 3: 三級障害	
C2 扶養親族の 種別等の内容	○山 祖母美	祖母	明・大・平 14年6月13日	<input type="checkbox"/>	1: 同居 2: その他	北海道○市▲▲町1-2-3	<input checked="" type="checkbox"/>		1: 一級障害 2: 二級障害 3: 三級障害	
D 他の所得者が 控除を受ける 扶養親族等	氏名	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	氏名	住所又は居所	控除を受ける他の所得者	障害区分	異動月日及び事由	
	○山 一郎	身体障害者手帳	○年○月○日交付	東京都XXXXXX号	1級	別居				
	○山 三郎	身体障害者手帳	○年○月○日交付	東京都XXXXXX号	4級	別居				

**N** 【非居住者である親族】  
①配偶者が非居住である場合、  
「非居住者である親族」欄に"○"印をつけてください。

非居住者である親族  
※該当する場合○を記載

②控除対象扶養親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が16歳以上30歳未満、又は、70歳以上の場合、「30歳未満又は70歳以上」に☑してください。

30歳未満又は70歳以上  
 留学  障害者  
 38万円以上の支払

③控除対象扶養親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が30歳以上70歳未満の場合、「留学」、「障害者」、又は「38万円以上の支払」のうち該当する項目に☑してください。

30歳未満又は70歳以上  
 留学  障害者  
 38万円以上の支払

④「生計を一にする事実」欄には送金した金額を記入してください。

⑤親族関係書類※及び送金関係書類※を申告書に添付してください。  
なお、「留学」に☑した場合は留学ビザ等書類、「38万円以上の支払」に☑した場合は送金額が38万円以上であることを確認できる「送金関係書類」の添付が必要です。

**※親族関係書類**  
非居住者があなたの親族であることを証明する書類。  
外国語である場合、翻訳文が必要です。  
・戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族のパスポートの写し  
・外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類  
(非居住者の氏名、生年月日及び住所の記載があるもの)

**※送金関係書類**  
・金融機関もしくはクレジットカード会社発行の書類またはそのコピーで、非居住者であるそれぞれの生活費または教育費をあなたが支払ったことを明らかにする書類。当年度のものを提出してください。

※「居住者」と「非居住者」の区分とは？  
<国税庁No.2875 居住者と非居住者の区分 より>  
所得税法では、「居住者」とは、国内に「住所」を有し、または、現在まで引き続き1年以上「居所」を有する個人をいい、「居住者」以外の個人を『非居住者』と規定しています。

区分	氏名	あなたの続柄	生年月日	扶養	本人が扶養される人又は本人が扶養する人	住所又は居所	非居住者である親族	年間所得の見積額	障害区分	異動月日及び事由
(住民税に 関する事項)	○山 三郎		○・令 28年11月14日	<input checked="" type="checkbox"/>	1: 配偶者 2: 寡妻		<input type="checkbox"/>	0円	1: 一級障害 2: 二級障害 3: 三級障害	
扶養 親族			平・令 年月日	<input type="checkbox"/>	1: 同居 2: その他		<input type="checkbox"/>		1: 一級障害 2: 二級障害 3: 三級障害	
退職手当等を 有する配偶者・ 扶養親族	○山 花子	妻	明・大・平・令 52年11月25日	<input type="checkbox"/>	1: 配偶者 2: 寡妻		<input checked="" type="checkbox"/>	650,000	1: 一級障害 2: 二級障害 3: 三級障害	

○「住民税に関する事項」欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、船号の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

**O** 【退職手当を有する配偶者・扶養親族】※住民税の控除の対象の判断に使用されます。  
退職手当等の支払を受ける配偶者（退職所得を除いた年間所得の見積額が133万円以下）又は扶養親族（退職所得を除いた年間所得の見積額が58万円以下）がいる場合、記入してください。

①退職手当等の支払を受ける配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄の「配偶者」に☑してください。  
②退職手当等の支払を受ける扶養親族が非居住者で、その非居住者の年齢が30歳未満又は70歳以上である場合には、「非居住者である親族」欄の「30歳未満又は70歳以上」に☑してください。  
③退職手当等の支払を受ける扶養親族が非居住者で、30歳以上70歳未満の場合には、「留学」、「障害者」又は「38万円以上の支払」の該当するいずれかの項目に☑してください。

なお、「留学」に☑をした場合、留学ビザ等書類及び送金関係書類を令和9年3月15日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。  
また、「障害者」にチェックした場合、障害区分の欄のいずれかに"○"印をつけてください。

\* 退職所得の算出方法 \*  
(収入金額(源泉徴収される前の金額) - 退職所得控除額) × 1 / 2 = 退職所得の金額

<退職所得控除額の計算表>

勤続年数(=A)	退職所得控除額
20年以下	40万円×A (80万円に満たない場合には、80万円)
20年超	800万円 + 70万円×(A-20年)

**P** 【寡婦又はひとり親】  
退職所得を除いた年間所得の見積額が58万円以下となる扶養親族を有することにより、あなたが寡婦又はひとり親に該当する場合に、☑してください。  
・あなたの合計所得金額の見積額が500万円以下、その扶養親族の対象が「子」以外で、寡婦に該当する場合、寡婦に☑してください。  
・あなたの合計所得金額の見積額が500万円以下、その扶養親族の対象が「子」で、ひとり親に該当する場合、ひとり親に☑してください。

5. 基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書の記入例

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	9,000,000 円	7,000,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		0 円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		7,000,000 円

○ 控除額の計算

<input type="checkbox"/> 132万円以下	95万円	区分Ⅰ
<input type="checkbox"/> 132万円超 336万円以下	88万円	A
<input type="checkbox"/> 336万円超 489万円以下	68万円	
<input type="checkbox"/> 489万円超 655万円以下	63万円	(左のA~Cを記載)
<input checked="" type="checkbox"/> 655万円超 900万円以下	58万円	基礎控除の額
<input type="checkbox"/> 900万円超 950万円以下	58万円	580,000 円
<input type="checkbox"/> 950万円超 1,000万円以下		
<input type="checkbox"/> 1,000万円超 2,350万円以下	48万円	B
<input type="checkbox"/> 2,350万円超 2,400万円以下	32万円	
<input type="checkbox"/> 2,400万円超 2,450万円以下	16万円	
<input type="checkbox"/> 2,450万円超 2,500万円以下	0円	
<input type="checkbox"/> 2,500万円超	0円	

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

配偶者の氏名  扶養控除等申告書の記載内容と同じ

配偶者の生年月日 昭・大 昭・平 年 月

○山 花子

配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	1,300,000 円	650,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		0 円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		650,000 円

○ 控除額の計算

判定	控除額	区分Ⅱ
<input type="checkbox"/> 58万円以下 (※年齢70歳以上(老人扶養))	0円	③
<input type="checkbox"/> 58万円以下 (※年齢70歳未満(扶養))	0円	
<input checked="" type="checkbox"/> 58万円超 65万円以下 (非扶養)	38万円	
<input type="checkbox"/> 65万円超 133万円以下 (非扶養)	0円	
<input type="checkbox"/> 133万円超 (非扶養)	0円	

区分Ⅰ	A	48万円	B	32万円	C	16万円
区分Ⅱ	①	38万円	②	26万円	③	13万円

配偶者控除の額 0 円

配偶者特別控除の額 380,000 円

C 配偶者控除、もしくは配偶者特別控除を申告する場合、配偶者の情報（氏名等）を記入してください。  
「扶養控除等申告書の記載内容と同じ」であればチェックマークをいれてください。

D 1)「配偶者の合計所得」の合計額より該当するものにチェックマークをいれてください。  
2)チェックマークを入れた①～⑤を「区分Ⅱ」として記入してください。

F 配偶者控除の額または配偶者特別控除の額を記入してください。

A 下記「\*「A欄」の所得金額の算出方法」を確認して、「あなたの合計所得金額」及び「配偶者の合計所得金額」の(1)・(2)・(1)と(2)の合計額を記入してください。  
上図の例は、以下の通り  
・あなたの給与収入 900万円  
所得金額調整控除有り  
・配偶者の給与収入 130万円

B 1)あなたの合計所得金額の合計額より、「判定」欄の該当するものにチェックマークをいれてください  
2)チェックマークをいれた(A)～(D)を「区分Ⅰ」に記入してください。  
3)基礎控除の額を記入してください。

E 「区分Ⅰ」と「区分Ⅱ」のクロスする金額が控除金額となります。  
※上図の例の場合、配偶者特別控除が38万円となります。

\* 「A欄」の所得金額の算出方法

【給与所得の金額の計算方法】

給与所得の金額は、給与の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とされており、次の表により求めた金額となります。

給与の収入金額(a)	給与所得の金額
1円以上 650,999円以下	0円 = 所得金額
651,000円以上 1,899,999円以下	(a) - 650,000円 = 所得金額
1,900,000円以上 3,599,999円以下	①: (a) ÷ 4 (千円未満切捨て) = (b) ⇒ ②: (b) × 2.8 - 80,000円 = 所得金額
3,600,000円以上 6,599,999円以下	①: (a) ÷ 4 (千円未満切捨て) = (b) ⇒ ②: (b) × 3.2 - 440,000円 = 所得金額
6,600,000円以上 8,499,999円以下	(a) × 90% - 1,100,000円 = 所得金額
8,500,000円以上	(a) - 1,950,000円 = 所得金額

①あなたの所得金額の見積額  
(A)給与等の収入額 - (B)給与所得控除額 = 所得金額  
9,000,000円 - 1,950,000円 = **7,050,000円**

②あなたが所得金額調整控除の対象となる場合  
(給与等の収入金額 - 8,500,000円) × 10% = 所得金額調整控除の額(※)  
(9,000,000円 - 8,500,000円) × 10% = 50,000円

③あなたの所得金額の見積額 (① - ②)  
7,050,000円 - 50,000円 = **7,000,000円**

(※)所得金額調整控除の額の算出方法  
(給与の収入金額(\*) - 850万円) × 10%  
\* 給与の収入金額が1,000万円を超える場合は、1,000万円

配偶者の所得金額の見積額  
(A)給与等の収入額 - (B)給与所得控除額 = 所得金額  
1,300,000円 - 650,000円 = **650,000円**

◆給与所得者の特定親族特別控除申告書◆

○ 特定親族の氏名等 (注)「特定親族」に該当する場合は、裏面の3-1の(1)をご確認ください。

特定親族の氏名等 (フリガナ) マヤマ サクラ 山 さくら	特定親族の個人番号	あなたの の続柄 長女	生年月日 (平成15.12生～平成19.11生) 平成 18年 10月 19日	あなたと特定親族の住所又は居所が異なる場合の特定親族の住所又は居所	あなたが特定親族 を扶養している事実	特定親族の本年 中の合計所得金額の見積額 900,000	特定親族特別控除の額 610,000
--	-----------	-------------------	---	-----------------------------------	-----------------------	------------------------------------	-----------------------

○ 控除額の計算

特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	58万円超85万円以下	85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超123万円以下
控除額	63万円	61万円	51万円	41万円	31万円	21万円	11万円	6万円	3万円

◆所得金額調整控除申告書◆

(20.10改)

年齢23歳未満 以後に生まれた方

要件	<input type="checkbox"/> あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載) <input type="checkbox"/> 同一生計配偶者(注)が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載) <input type="checkbox"/> 扶養親族が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載) <input checked="" type="checkbox"/> 扶養親族が年齢23歳未満 (右の☆欄のみを記載)	☆扶養親族等 (フリガナ) マヤマ サブロー 山 三郎	<input checked="" type="checkbox"/> 左記の者は扶養控除等申告書に記載がある <input type="checkbox"/> 左記の者は扶養控除等申告書に記載がない	左記の者の個人番号 あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所	左記の者の生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日 左記の者の 左記の者の合計所得金額(見積額)	★特別障害者 <input type="checkbox"/> 左記の者は扶養控除等申告書に記載がある <input type="checkbox"/> 左記の者は扶養控除等申告書に記載がない	特別障害者該当する者
----	--	--------------------------------------	---	--	--	--	------------

(注) 1「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックをつけ記載することで差し支えありません。2「特別障害者」、「同一生計配偶者」及び「扶養親族」に該当する場合は、裏面の4-1の「(4)用語の説明」をご確認ください。

**G** 特定親族の合計所得金額の見積額を記入してください。  
 \* 居住者と生計を一にする年齢19歳以上23未満の親族で合計所得金額が58万円超123万円以下の人が対象となります。

**長女の所得金額の見積額 (P.10「A欄」の所得金額の算出方法より)**  
 給与収入の金額が1,550,000円の場合の計算例

(A)給与等の収入額 - (B)給与所得控除額 = 所得金額  
 1,550,000円 - 650,000円 = **900,000円**

なお、給与収入が1,880,000円以下の場合、給与所得控除額は一律650,000円となります。

**I** 1) 所得金額調整控除の対象となる場合は、「要件」欄の該当するものに☑チェックマークをいれてください。  
 2)「☆扶養親族等」欄、「★特別障害者」欄に該当する方の氏名等を記入してください。

※該当する方が他の所得者が控除を受ける扶養親族の場合、「扶養控除等申告書」の「D他の所得者が控除を受ける扶養親族等」欄に該当する方の氏名等を記入してください。

**H** 特定親族特別控除の額を記入してください。  
 上記の例は、G欄より「長女の所得金額の見積額」は900,000円、下記表より、「特定親族特別控除額」は**610,000円**となります。

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	特定親族特別控除額
58万円超～85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超～90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超～95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超～100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超～105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超～110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超～115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超～120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超～123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円

## 5. 令和07年分 扶養控除等申告書の配偶者欄の記入方法と記入例

### ★扶養控除等申告書の配偶者欄の記入方法

配偶者の合計所得金額と、本人（＝給与所得者）の合計所得金額により、受けられる控除が変わります。下記について、ご確認の上、申請してください。

#### 1. 用語の説明

配偶者について、以下①②③の定義のいずれかに該当する場合、申告してください。

##### ①『同一生計配偶者』

配偶者の所得が58万円以下の場合、『同一生計配偶者』となります。  
同一生計配偶者は障害者に該当する場合、障害者控除を受けることができます。

##### ②『控除対象配偶者』

配偶者の所得が58万円以下かつ本人の所得が1,000万円以下の場合、『控除対象配偶者』となります。控除対象配偶者は配偶者控除を受けることができます。  
また、該当する場合、配偶者の老人加算と障害者控除を受けることができます。

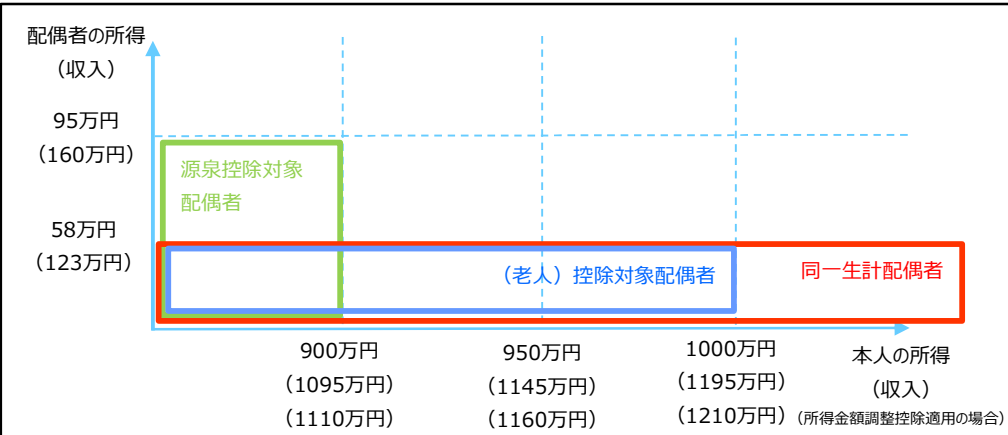
※配偶者の所得が58万円以下でも、本人の所得が1,000万円超の場合、配偶者控除や老人加算を受けられません。（障害者控除のみ受けることができます）

##### ③『源泉控除対象配偶者』

配偶者の所得が95万円以下かつ本人の所得が900万円以下の場合、『源泉控除対象配偶者』となります。源泉控除対象配偶者は配偶者控除（又は配偶者特別控除）を満額受けることができます。

⇒上記①②③に該当する方を「A 配偶者」欄へ記入してください。

<<配偶者の各定義の範囲>>



#### 2. 扶養控除等申告書の記入欄について

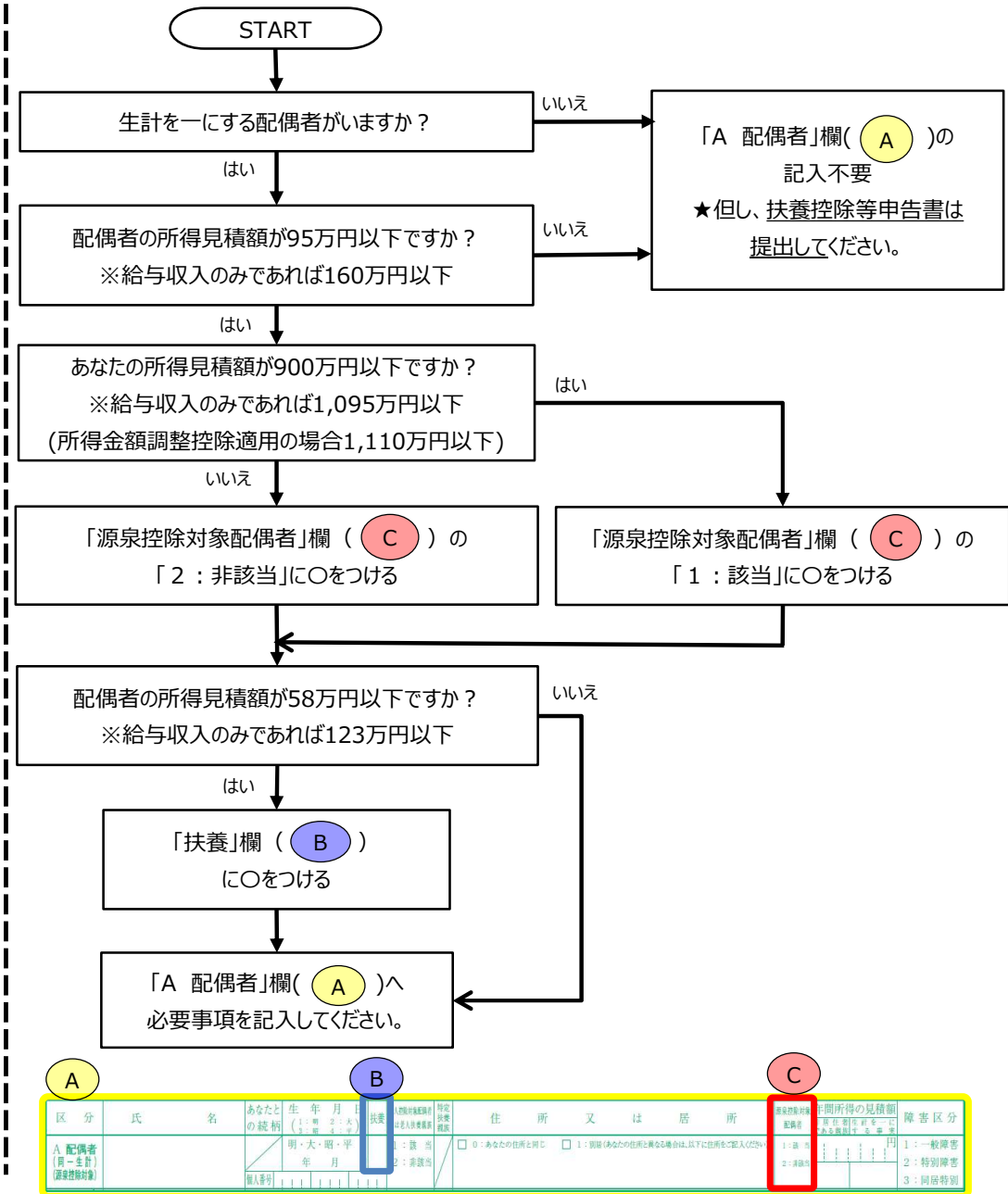
区分	氏名	あなたの生年月日の続柄	扶養	住所又は居所	障害区分
A 配偶者 (同一生計)		明・夫・昭・平	扶養		1: 一般障害
B 配偶者 (源泉控除対象)		明・夫・昭・平	扶養		2: 特別障害
C 配偶者 (源泉控除対象)		明・夫・昭・平	扶養		3: 同居特別

「扶養」欄: 配偶者の所得が58万円以下の場合、「○」を記入してください。

「源泉控除対象配偶者」欄: ③『源泉控除対象配偶者』に該当する場合、「1: 該当」に「○」を付けてください。

それ以外の場合、「2: 非該当」に「○」を付けてください。

#### 3. 記入のフローチャート



区分	氏名	あなたの生年月日の続柄	扶養	住所又は居所	障害区分
A 配偶者 (同一生計)		明・夫・昭・平	扶養		1: 一般障害
B 配偶者 (源泉控除対象)		明・夫・昭・平	扶養		2: 特別障害
C 配偶者 (源泉控除対象)		明・夫・昭・平	扶養		3: 同居特別

★扶養控除等申告書及び配偶者控除等申告書の記入例

例1 ・本人の所得：800万円  
 ・配偶者：○山 花子さん 昭和10年11月25日生まれ(70歳以上)、所得：23万円

【扶養控除等申告書の「A 配偶者」欄】

区分	氏名	あなたとの続柄	生年月日	扶養	老人控除対象配偶者又は老人扶養親族	特定扶養親族	住所又は居所	源泉控除対象配偶者	年間所得の見積額 生計を一にする事実
A 配偶者 (同一生計) (源泉控除対象)	○山 花子		明・大・昭・平 10年11月25日	○	①：該当 ②：非該当	<input checked="" type="checkbox"/> 0 <input type="checkbox"/> 1	(0：あなたの住所と同じ 1：別居(異なる場合、以下に住所を記入))	① 該当 ② 非該当	230,000円

【配偶者控除等申告書】

配偶者の氏名	判定④に該当するとき	扶養控除等申告書の記載内容と同じ 配偶者の生年月日	配偶者の生年月日	判定
○山 花子	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 提供済み <input type="checkbox"/> 後日提供	明・大・昭・平 年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> 58万円以下 ＊＊＊＊＊から年齢70歳以上(老人扶養) ① 控除者 区分Ⅱ <input type="checkbox"/> 58万円以下 ＊＊＊＊＊から年齢70歳未満(扶養) ② 控除者 区分Ⅰ <input type="checkbox"/> 58万円超 ＊＊＊＊＊5万円以下(非扶養) ③ 特別控除者 <input type="checkbox"/> 95万円超133万円以下(非扶養) ④ 特別控除者

【基礎控除申告書の「控除額の計算」欄】

判定	区分Ⅰ		区分Ⅱ										配偶者控除の額		
	基礎控除の額	基礎控除の額	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額) (*印の金額)										配偶者控除の額	配偶者特別控除の額	
判定	132万円以下	95万円	①	②	③	95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 125万円以下	125万円超 130万円以下	130万円超 133万円以下	480,000円	0円
	900万円超 950万円以下	58万円	A	B	C	48万円	32万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円
	2,450万円超 2,500万円以下	16万円	16万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	0円	0円	0円

例2 ・本人の所得：920万円  
 ・配偶者：○山 花子さん 昭和52年11月25日生まれ、所得：30万円

【扶養控除等申告書の「A 配偶者」欄】

区分	氏名	あなたとの続柄	生年月日	扶養	老人控除対象配偶者又は老人扶養親族	特定扶養親族	住所又は居所	源泉控除対象配偶者	年間所得の見積額 生計を一にする事実
A 配偶者 (同一生計) (源泉控除対象)	○山 花子		明・大・昭・平 52年11月25日	○	①：該当 ②：非該当	<input checked="" type="checkbox"/> 0 <input type="checkbox"/> 1	(0：あなたの住所と同じ 1：別居(異なる場合、以下に住所を記入))	① 該当 ② 非該当	300,000円

【配偶者控除等申告書】

配偶者の氏名	判定④に該当するとき	扶養控除等申告書の記載内容と同じ 配偶者の生年月日	配偶者の生年月日	判定
○山 花子	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 提供済み <input type="checkbox"/> 後日提供	明・大・昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 58万円以下 ＊＊＊＊＊から年齢70歳以上(老人扶養) ① 控除者 区分Ⅱ <input checked="" type="checkbox"/> 58万円以下 ＊＊＊＊＊から年齢70歳未満(扶養) ② 控除者 区分Ⅰ <input type="checkbox"/> 58万円超 ＊＊＊＊＊5万円以下(非扶養) ③ 特別控除者 <input type="checkbox"/> 95万円超133万円以下(非扶養) ④ 特別控除者

【基礎控除申告書の「控除額の計算」欄】

判定	区分Ⅰ		区分Ⅱ										配偶者控除の額		
	基礎控除の額	基礎控除の額	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額) (*印の金額)										配偶者控除の額	配偶者特別控除の額	
判定	132万円以下	95万円	①	②	③	95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 125万円以下	125万円超 130万円以下	130万円超 133万円以下	260,000円	0円
	900万円超 950万円以下	58万円	A	B	C	48万円	32万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円
	2,450万円超 2,500万円以下	16万円	16万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	0円	0円	0円

★扶養控除等申告書及び配偶者控除等申告書の記入例

例3 ・本人の所得：970万円  
 ・配偶者：○山 花子さん 昭和52年11月25日生まれ、所得：60万円

【扶養控除等申告書の「A 配偶者」欄】

区分	氏名	あなたとの続柄	生年月日	扶養	老人控除対象配偶者又は老人扶養親族	特定扶養親族	住所又は居所	源泉控除対象配偶者	年間所得の見積額 生計を一にする事実
A 配偶者 (同一生計) (源泉控除対象)	○山 花子		明・大・昭・平 52年11月25日	1:該当 2:非該当		<input checked="" type="checkbox"/> 0 <input type="checkbox"/> 1	(0:あなたの住所と同じ 1:別居(異なる場合、以下に住所を記入))	1:該当 2:非該当	600,000円

【配偶者控除等申告書】

配偶者の氏名	判定④に該当するとき	扶養控除等申告書の記載内容と同じ 配偶者の生年月日	配偶者の生年月日	判定	区分Ⅱ
○山 花子	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 提供済み <input type="checkbox"/> 後日提供	明・大・昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 58万円以下 かつ年齢70歳以上(老人扶養) <input type="checkbox"/> 58万円以下 かつ年齢70歳未満(扶養) <input checked="" type="checkbox"/> 58万円超 かつ年齢5万円以下(非扶養) <input type="checkbox"/> 95万円超133万円以下(非扶養)	① 配偶者控除 ② 特別配偶者控除 ③ 特別配偶者控除 ④

【基礎控除申告書の「控除額の計算」欄】

判定	区分Ⅰ	控除額の計算	配偶者控除の額
判 定	<input type="checkbox"/> 132万円以下 <input type="checkbox"/> 132万円超 336万円以下 <input type="checkbox"/> 336万円超 489万円以下 <input type="checkbox"/> 489万円超 655万円以下 <input type="checkbox"/> 655万円超 900万円以下 <input type="checkbox"/> 900万円超 950万円以下 <input checked="" type="checkbox"/> 950万円超 1,000万円以下 <input type="checkbox"/> 1,000万円超 2,350万円以下 <input type="checkbox"/> 2,350万円超 2,400万円以下 <input type="checkbox"/> 2,400万円超 2,450万円以下 <input type="checkbox"/> 2,450万円超 2,500万円以下 <input type="checkbox"/> 2,500万円超	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額」(※印の金額)) ① ② ③ 95万円超100万円以下 105万円超110万円以下 115万円超120万円以下 125万円超130万円以下 133万円以下 48万円 38万円 36万円 31万円 26万円 21万円 18万円 14万円 11万円 8万円 4万円 2万円 16万円 13万円 12万円 11万円 9万円 7万円 6万円 4万円 2万円 1万円	配偶者控除の額 0円 配偶者特別控除の額 130,000円

例4 ・本人の所得：970万円  
 ・配偶者：○山 花子さん 昭和52年11月25日生まれ、所得：97万円

【扶養控除等申告書の「A 配偶者」欄】

区分	氏名	あなたとの続柄	生年月日	扶養	老人控除対象配偶者又は老人扶養親族	特定扶養親族	住所又は居所	源泉控除対象配偶者	年間所得の見積額 生計を一にする事実
A 配偶者 (同一生計) (源泉控除対象)	記入不要		明・大・昭・平 年 月 日	1:該当 2:非該当		<input type="checkbox"/> 0 <input type="checkbox"/> 1	(0:あなたの住所と同じ 1:別居(異なる場合、以下に住所を記入))	1:該当 2:非該当	

【配偶者控除等申告書】

配偶者の氏名	判定④に該当するとき	扶養控除等申告書の記載内容と同じ 配偶者の生年月日	配偶者の生年月日	判定	区分Ⅱ
○山 花子	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 提供済み <input type="checkbox"/> 後日提供	明・大・昭・平 52年11月25日	<input type="checkbox"/> 58万円以下 かつ年齢70歳以上(老人扶養) <input type="checkbox"/> 58万円以下 かつ年齢70歳未満(扶養) <input type="checkbox"/> 58万円超 かつ年齢5万円以下(非扶養) <input checked="" type="checkbox"/> 95万円超133万円以下(非扶養)	① 配偶者控除 ② 特別配偶者控除 ③ 特別配偶者控除 ④

【基礎控除申告書の「控除額の計算」欄】

判定	区分Ⅰ	控除額の計算	配偶者控除の額
判 定	<input type="checkbox"/> 132万円以下 <input type="checkbox"/> 132万円超 336万円以下 <input type="checkbox"/> 336万円超 489万円以下 <input type="checkbox"/> 489万円超 655万円以下 <input type="checkbox"/> 655万円超 900万円以下 <input type="checkbox"/> 900万円超 950万円以下 <input checked="" type="checkbox"/> 950万円超 1,000万円以下 <input type="checkbox"/> 1,000万円超 2,350万円以下 <input type="checkbox"/> 2,350万円超 2,400万円以下 <input type="checkbox"/> 2,400万円超 2,450万円以下 <input type="checkbox"/> 2,450万円超 2,500万円以下 <input type="checkbox"/> 2,500万円超	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額」(※印の金額)) ① ② ③ 95万円超100万円以下 105万円超110万円以下 115万円超120万円以下 125万円超130万円以下 133万円以下 48万円 38万円 36万円 31万円 26万円 21万円 18万円 14万円 11万円 8万円 4万円 2万円 16万円 13万円 12万円 11万円 9万円 7万円 6万円 4万円 2万円 1万円	配偶者控除の額 0円 配偶者特別控除の額 120,000円

配偶者の所得が95万円超133万円以下の場合(区分Ⅱが④に該当する場合)、【扶養控除等申告書】の「A 配偶者」欄の記入は不要ですが、配偶者特別控除を受けることができますので、【配偶者控除等申告書】欄は必ず記入してください。

## 6. 所得金額調整控除申告書の記入例

**例1** 扶養親族が年齢23歳未満：○山 三郎さん 平成25年11月14日生まれ

・本人の収入……900万円

・本人の所得……700万円 **所得金額調整控除額を引いた所得金額 = 9,000,000円 - 1,950,000円 - (9,000,000円 - 8,500,000円) × 10%**

【所得金額調整控除申告書】

年齢23歳未満	以後に生まれた方	☆扶養親族等 (フリガナ) 同一生計配偶者又は扶養親族の氏名 ○ヤマ サブロー ○山 三郎	<input checked="" type="checkbox"/> 左記の者は扶養控除等申告書に記載がある	<input type="checkbox"/> 左記の者は扶養控除等申告書に記載がない	左記の者の個人番号 <input type="checkbox"/> 提供済み <input type="checkbox"/> 後日提供	左記の者の生年月日 明・大昭・平・令 年 月 日 あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所 左記の者のあなたとの養育 左記の者の合計所得金額(見積額) 円	★特別障害者 <input type="checkbox"/> 左記の者は扶養控除等申告書に記載がある <input type="checkbox"/> 左記の者は扶養控除等申告書に記載がない	特別障害者に該当する事実
要件	<input type="checkbox"/> あなた自身が特別障害者 (右の☆欄のみを記載) <input type="checkbox"/> 同一生計配偶者(注)が特別障害者 (右の☆欄及び☆欄を記載) <input type="checkbox"/> 扶養親族が特別障害者 (右の☆欄及び☆欄を記載) <input checked="" type="checkbox"/> 扶養親族が年齢23歳未満 (右の☆欄のみを記載)							

(注) 1 「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックをつけ記載することで差し支えありません。 2 「特別障害者」、「同一生計配偶者」及び「扶養親族」に該当する場合は、裏面の4-1の「(4)用語の説明」をご確認ください。

【基礎控除申告書の「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」欄】

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	9,000,000 円	7,000,000 円 <small>(裏面「4(1)」を参照)</small>

【扶養控除等申告書の「16歳未満の扶養親族」欄】

氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外 国外扶養親族 非居住者である親族	年間所得の見積額 (※ 右記参照)
○山 三郎	三男 個人番号: <input checked="" type="checkbox"/> 提供済み <input type="checkbox"/> 後日提供	令 25年 11月 14日	<input checked="" type="checkbox"/> 0 <input type="checkbox"/> 1	※控除対象外国扶養親族は○を記載	0 円

**例2** 他の所得者の扶養親族が年齢23歳未満：○山 三郎さん 平成25年11月14日生まれ

・本人の収入……1,100万円

・本人の所得……890万円 **所得金額調整控除額を引いた所得金額 = 11,000,000円 - 1,950,000円 - (10,000,000円 - 8,500,000円) × 10%**

【所得金額調整控除申告書】

年齢23歳未満	以後に生まれた方	☆扶養親族等 (フリガナ) 同一生計配偶者又は扶養親族の氏名 ○ヤマ サブロー ○山 三郎	<input checked="" type="checkbox"/> 左記の者は扶養控除等申告書に記載がある	<input type="checkbox"/> 左記の者は扶養控除等申告書に記載がない	左記の者の個人番号 <input type="checkbox"/> 提供済み <input type="checkbox"/> 後日提供	左記の者の生年月日 明・大昭・平・令 年 月 日 あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所 左記の者のあなたとの養育 左記の者の合計所得金額(見積額) 円	★特別障害者 <input type="checkbox"/> 左記の者は扶養控除等申告書に記載がある <input type="checkbox"/> 左記の者は扶養控除等申告書に記載がない	特別障害者に該当する事実
要件	<input type="checkbox"/> あなた自身が特別障害者 (右の☆欄のみを記載) <input type="checkbox"/> 同一生計配偶者(注)が特別障害者 (右の☆欄及び☆欄を記載) <input type="checkbox"/> 扶養親族が特別障害者 (右の☆欄及び☆欄を記載) <input checked="" type="checkbox"/> 扶養親族が年齢23歳未満 (右の☆欄のみを記載)							

(注) 1 「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックをつけ記載することで差し支えありません。 2 「特別障害者」、「同一生計配偶者」及び「扶養親族」に該当する場合は、裏面の4-1の「(4)用語の説明」をご確認ください。

【基礎控除申告書の「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」欄】

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	11,000,000 円	8,900,000 円 <small>(裏面「4(1)」を参照)</small>

【扶養控除等申告書の「D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等」欄】

D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者		障害区分
	氏名	あなたとの続柄	住所又は居所	氏名	住所又は居所		
	○山 三郎	三男	明・大昭・令 25年 11月 14日	東京都品川区○-○-○	○山 花子 妻	東京都品川区○-○-○	1:一般障害 2:特別障害 3:同居特別